

中央人権福祉センター

2023年

だより

10
月号



-chuo jinken fukushi center newsletter-

発行/鳥取市中央人権福祉センター

〒680-0823 鳥取市幸町151

☎ (0857) 24-8241 fax (0857)24-8067



ひとりぼっちをつくらない!

すてきな地域づくり

現代社会では、地域や職場など様々な集団において、人と人が寄り添い、支え合う多様な関係性が希薄化していく中、誰にも「助けて」と言えない「孤独・孤立」の問題が大きくクローズアップされています。

決して一人でいること自体が悪いものではありません。ただ何か問題が起こったとき、生活のしづらさや困難に直面したとき、誰にも相談できず、どこにもつながらず、全てを一人で抱え込んでしまった結果、最悪の場合には、「自死」「孤独死」を選んでしまうこともあるのが現実です。

そうした問題意識から、「ひとりぼっちをつくらないステキな地域づくりには、どんなことが必要なのか?」を、地域住民と人権福祉センターが話し合う検討会を企画しました。「つながりミーティング」と名付けたこの会は、決して「合意形成」が目的ではなく、様々な発想や思いを参加者同士が主体的に話し合い、分かち合う「アイデア出し」の手法で進めていきます。

何か問題を起こったとき、誰かに相談ができたり、誰かから気にかけてもらえたりする、そんな「つながり」があるステキな地域でありたいものです。

参加者募集

「つながりミーティング」

※この「つながりミーティング」は、下記の人権福祉センターごとの開催になります。

参加を希望される人権福祉センターに、ご確認の上お申込みください。



開催日	時間	会場	電話番号	11月15日 (水)	10:00~ 11:30	南人権福祉センター	0857-53-0412
10月22日 (日)		佐治人権福祉センター	0858-88-0806	11月17日 (金)		用瀬町総合支所 大会議室	0858-87-2447
10月26日 (木)	13:30~ 15:30	西人権福祉センター	0857-27-1064	11月18日 (土)	13:30~ 15:30	河原人権福祉センター	0858-85-0135
11月2日 (木)		国府人権福祉センター	0857-27-4774	11月21日 (火)		気高人権福祉センター	0857-82-3363
11月9日 (木)	18:30~ 20:30	江山人権福祉センター	0857-53-1542	11月25日 (土)		高草人権福祉センター	0857-24-1763

《 インターネット上の人権侵害に注意！ 》

その投稿、
誰かを傷つけない？

インターネットでは、自分の名前や顔を簡単には知られることなく発信することが出来る為、匿名性を悪用した人権新害が発生しています。ルールやモラルを守り、相手の人権を尊重することが大切です。



SNS初心者 @Syoshin-2021年3月1日
芸人〇〇って、性格悪いし面白くないわ。マジで消えてほしいわ。

SNSの達人 @Tatujin-2021年3月1日
それって、誹謗中傷じゃない？

あなたの投稿が、誰かを傷つけることがあります。安易な拡散や同意ボタンのクリックでも、同じです。発信する前に、もう一度、見直しましょう！

SNS初心者 @Syoshin-2021年3月1日
つぶやいた人って、特定されるん？匿名ならバレないでしょ？

発信者の氏名や住所、電話番号などの情報が被害者に開示されることがあります。

SNSの達人 @Tatujin-2021年3月1日
バレたらどうなるん？

高額な慰謝料を請求される可能性があります。

みんなの人権110番	
電話番号0570-003-110	
平日午前8時30分から午後5時15分まで	
インターネット相談（24時間受付）	
パソコン、ケータイ、スマホから https://www.jinken.go.jp/	

- あなたの言葉で傷つく人はいませんか？
- 同じ言葉を相手に直接言えますか？
- 投稿が半永久的に残っても大丈夫ですか？
- 情報の発信源は信頼できますか？

大阪府人権局HP、法務局から引用

● 人権と福祉のまちづくり講座 ●

LGBTQ（性的マイノリティ）支援学習会／人権と福祉のまちづくり講座 《主催》鳥取県・鳥取市

オンライン講座 (ZOOM)

令和5年
日時 10月15日(日) 13:30~15:30

会場 オンライン or 会場にてご参加ください
鳥取市人権交流プラザ2F (鳥取市寺町151)

定員 50名 参加費 無料

申込み 電子申請、電話、FAXのいずれかでお申込みください
【申込締切】10月10日(火)
【QRコード】

お問合せ 鳥取市中央人権福祉センター
☎ (0857) 24-8241
☎ (0857) 24-8067

講師：土肥 いつき さん
京都府立高校教員
トランスジェンダー生徒交流会世話人

出会いは世界を広げていく
～トランスジェンダー生徒交流会からの発信～

トランスジェンダーが感じている困難とは何だろう。
それをなくしていくためには具体的に何をすべきなのか考え、一緒に世界を広げていきませんか。

10月

地域（こども）食堂開催について

開催曜日については、変更の場合があります。必ず市ホームページにて最新情報をご覧いただき、各食堂へ事前確認・予約の上ご利用くださいますようお願いいたします。

食 堂 名 【連絡先】（会 場）	基本開催曜日	学習支援
きりんこども食堂 【0857-30-6814】 （岩倉地区公民館 立川町6-174）	第2・4水曜日	○
けたかくりこども食堂 【0857-82-3363】 （気高人権福祉センター 気高町下光元478-3）	第1・3金曜日	○
江山こども食堂 【0857-53-1542】 （江山人権福祉センター 下味野1058-3）	毎週水曜日	○
ぽっと食堂 【090-8428-3089】 （みんなの居場所「ぽっと」 湖山町北1-664） ※定員20名	月曜日～土曜日	○ （土曜日）
ささえあい（地域）食堂 【0857-27-1064】 （西人権福祉センター 西品治674）	月2回土曜日	○
サンキッズ子ども食堂 【0857-27-4774】 （上町屋老人憩いの家 国府町町屋53-2）	第2・4土曜日	○
市役所すなばこども食堂 【090-1014-3849】※現在休止中 （すなば珈琲鳥取市役所店 幸町71）	毎週火・木曜日	○
すなばこども食堂 【090-1014-3849】※10/10再スタート （すなば珈琲賀露店 賀露町西3-27-1）	第2火曜日	○
高草ちいき食堂 【0857-24-1763】 （高草人権福祉センター 古海715-3）	第2土曜日	○
おたべ食堂（おいしい・たのしい・勉強できる!!） 0857-22-4206】 （修立地区公民館 吉方町1-201）	第4木曜日	○
こども・若者食堂 【0857-24-8241】 （人権交流プラザ 幸町151）	毎週木曜日	○
寺子屋みらい 【0857-30-7471】 （みらい鳥取 千代水1-138）	毎週水曜日	○
とっとりこども食堂 【070-3789-4565】 （文化センター 吉方温泉町3-701）	毎週火曜日	○
ふれあい食堂 【0858-85-0135】 （河原町コミュニティセンター 河原町渡一木277-1）	第4土曜日	○
希来里（きらり）食堂 【0858-88-0806】 （佐治人権福祉センター 佐治町古市71-3）	第4日曜日	○
にじいろcafé 【070-4297-1377】 （福祉文化会館 西町2-311）	毎週木曜日	※○
南・フレンド食堂 【0857-53-0412】 （南人権福祉センター 八坂49-6）	第2土曜日	○
おもかげちいき食堂 【090-8360-0306】 （面影校区内公民館を巡回）	第2土曜日	—
みんなの居場所「○(えん)」 【070-5651-1556】 （しかの宿「殿町」 鹿野町鹿野1769）	第1水曜日	○
みなよし食堂 【0857-32-8482】 （みんなの実家 南吉方3-215）	火・金・土曜日	○
いなばやまキッズサロン 【090-7976-4245】 （稲葉山地区公民館 卯垣5丁目57）	第2・4木曜日	○
こどもとちいきの食堂なしのみ 【080-9665-2604】 （こどもとちいきの食堂なしのみ 紙子谷29-4）	月1回, 毎月24日	○
とものいえ食堂 【080-2649-2964】 （鳥取友の会友の家 湖山町西1-353）	第2土曜日 第4日曜日	○
よりみち広場 【0858-87-2447】 （用瀬町民会館 用瀬町別府34-7）	第3又は第4水曜日	○

※事前連絡が必要です。

【住居確保給付金のご案内】

家賃の支払いに

お困りの方を支援

離職や廃業、休業等に伴う収入減などにより、住居を失うおそれがあり一定の要件を満たす方に、原則3か月間の住居確保給付金を支給しています。

- ① 離職・廃業した日から2年以内、
またはやむを得ない休業などにより、
収入を得る機会が減少している。
- ② ①の状態になる前に、世帯生計を
主として維持していた。
- ③ 下記の収入要件と資産要件を超えて
いない。

①～③全ての項目に該当する方は、支給要件を満たす可能性が高いです。

中央人権福祉センター（パーソナルサポートセンター）にご相談ください。

世帯員数	収入要件 (月額)	資産要件 (世帯の金融資産合計額)
単身世帯	113,000円	486,000円
2人世帯	161,000円	738,000円
3人世帯	191,000円	894,000円
4人世帯	217,000円	100万円
5人世帯	244,000円	

※収入には特定の目的のために支給される手当・給付は算定しません。
(児童手当、児童扶養手当など)

10月

人権・生活相談 日程

👉 カウンセラー相談

【開催日】 10月10日(火)・24日(火)

【時間】 15:00～17:00

【定員】 2名まで

(※予約制・先着順・1人あたり60分)

👉 夜間弁護士相談

【開催日】 10月19日(木)

【時間】 18:30～20:30

【定員】 3名まで

(※予約制・先着順・1人あたり30分)

ご希望の方は、
中央人権福祉センターまで
ご連絡ください。



《お申込み・お問合せ先》

鳥取市中央人権福祉センター

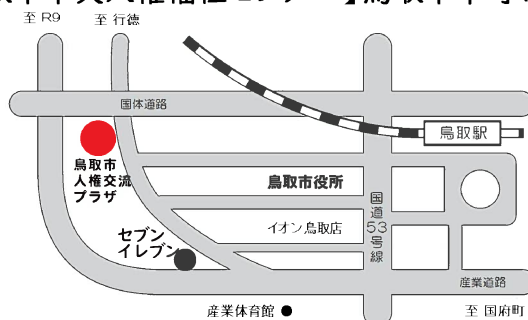
(鳥取市人権交流プラザ内)

TEL: 0857-24-8241

FAX: 0857-24-8067

【鳥取市中央人権福祉センター】鳥取市幸町151 (鳥取市人権交流プラザ内)

交通案内



センターの場所がわからない場合は、
お気軽にお電話ください。
(☎ 0857-24-8241)

JR鳥取駅から900m

100円バス「くる梨」(全コース赤・青・緑)

☆「市役所前」下車 450m